

岐 阜 県 公 報

目 次

議会訓令甲

岐阜県議会事務局職員定数規程の一部を改正する訓令
岐阜県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

(総務課) 一
(同) 一

号外 (11) 平成三十年 四月 一日

議会訓令甲

岐阜県議会訓令甲第一号

岐阜県議会事務局

岐阜県議会事務局職員定数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年四月一日

岐阜県議会議長 村 下 貴 夫

岐阜県議会事務局職員定数規程の一部を改正する訓令

岐阜県議会事務局職員定数規程(昭和三十四年岐阜県議会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

「二五人」を「二六人」に、「二八人」を「二九人」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県議会訓令甲第二号

岐阜県議会事務局

岐阜県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年四月一日

岐阜県議会議長 村 下 貴 夫

岐阜県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

岐阜県議会事務局処務規程（昭和二十七年岐阜県議会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第七条二の表に次のように加える。

自動車運転士 上司の命を受け、乗用又は作業用諸自動車の運転業務に従事する。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社